

調布市電力の調達に係る環境配慮方針

(目的)

第1条 この方針は、調布市（以下「市」という。）が環境に配慮した電力の供給を受けるために行う電力調達契約の競争入札の実施に際し、必要な事項を定め、環境への負荷の低減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この方針において「環境に配慮した電力調達契約」とは、市が行う電力調達契約の競争入札に係る入札参加資格の判定に際し、電気事業法（昭和39年法律第170号）に規定する小売電気事業者の電力供給事業における環境配慮の状況について、環境配慮項目を基準として評価したうえで実施する電力の調達に係る契約をいう。

(対象)

第3条 この方針は、市の全ての機関が、競争入札により電力を調達する際に適用する。

(環境評価項目)

第4条 この方針における環境評価項目は、次のとおりとする。

(1) 基本項目

- ア 二酸化炭素排出係数
- イ 未利用エネルギーの活用状況
- ウ 再生可能エネルギーの導入状況

(2) 加点項目

- ア 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組

(入札参加資格)

第5条 市が行う環境に配慮した電力調達契約の競争入札に係る入札参加資格は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 前条で定める基本項目及び加点項目について、別表により算定した評価点の合計が70点以上であることとする。
- (2) 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版）に示された望ましい方法に準じて電源構成及び二酸化炭素排出係数の算定・開示を実施していること。

(評価)

第6条 市が行う環境に配慮した電力調達契約の競争入札に参加を希望する小売電気事業者は、第4条に定める環境評価項目について別表により算出し、その評価点その他の事項を記載した調布市環境に配慮した電力調達契約環境評価項目報告書(第1号様式)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の報告書の提出があったときは、その内容を確認し、調布市電力の調達に係る環境配慮方針に基づく評価結果について(第2号様式)により小売電気事業者に通知する。

(方針の見直し)

第7条 この方針は、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した電力調達契約の推進に資するよう、社会情勢等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

(事務処理)

第8条 この方針に係る事務処理は、環境部環境政策課において行う。

(その他)

第9条 この方針に定めるもののほか、競争入札による電力調達に係る環境評価等について必要な事項は、別に定める。

附 則

この方針は、令和3年4月16日から施行する。

附 則

この方針は、令和3年10月14日から施行する。

別表（第5条関係）

基本項目	区分	配点
① 前年度の1kWh当たりの二酸化炭素 排出係数 (調整後排出係数) (単位：kg-CO ₂ /kWh)	0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上	0
② 前年度の未利用エネルギーの活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③ 前年度の再生可能エネルギーの導入状況	7.50%以上	20
	5.00%以上 7.50%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	導入していない	0
上記①～③の満点	—	100

加点項目	区分	配点
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する 情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

注1 二酸化炭素排出係数は、次の値を用いることとする。

小売電気事業者の事業者全体の調整後排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したもの）

注2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。

ア 工場等の排熱又は排圧

イ 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（電気事業法による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下

「FIT法」という。)において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。)

ウ 高炉ガス又は副生ガス

注3 未利用エネルギーの活用状況は、前年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。なお、算定方式は、以下のとおりとする。

(算定方式)

前年度の未利用エネルギーの活用状況 (%)

$$= \text{前年度の未利用エネルギーによる発電電力量 (送電端) (kWh)} \\ \div \text{前年度の供給電力量 (需要端) (kWh)} \times 100$$

なお、未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

ア 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。

イ 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

注4 再生可能エネルギーの導入状況は、前年度の供給電力量 (需要端) に占める再生可能エネルギー電気の利用量の割合を使用する。

また、再生可能エネルギー電気は、FIT法において定義される再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力 (30,000kW未満。ただし、揚水発電は含まない。)、地熱及びバイオマスを用いて発電された電気とする。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。

なお、算定方式は、以下のとおりとする。

(算定方式)

前年度の再生可能エネルギーの導入状況 (%)

$$= \text{前年度の再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端) (ア+イ+ウ+エ+オ) (kWh)} \\ \div \text{前年度の供給電力量 (需要端) (kWh)} \times 100$$

ア 前年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端（kWh））

イ 前年度他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端（kWh））（ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く。）

ウ グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量（kWh）（ただし、前年度に小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。）

なお、グリーン電力に由来するグリーンエネルギーCO₂削減相当量については、当該削減相当量として認証された自家消費電力量（kWh）とする。

エ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）（ただし、前年度に小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。）

オ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh）（ただし、前年度に小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。）

注5 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組は、需要家の省エネルギーの促進の観点から加点項目とする。なお、需要家への情報提供の例としては以下のものが挙げられる。

ア 電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化）

イ 需要逼迫時における節電依頼メール

ウ HPにおける使用電力量の推移等の照会サービス

エ 設定した使用電力量を超過した場合の通知サービス

また、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

注6 小売電気事業者の調整後排出係数等の公表について、前年度分が公表されるまでの間、電力調達契約の入札を行う場合は、別表中「前年度」とあるのは「前々年度」と読み替えるものとする。

年 月 日

（宛先）調布市長

所在地

名称

代表者名

印

調布市環境に配慮した電力調達契約環境評価項目報告書

調布市が行う電力調達契約の入札に参加したいので、調布市電力の調達に係る環境配慮方針により算定した評価点等について、関係書類を添えて下記のとおり報告します。なお、この報告書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

基本項目	数値等	評価点
前年度の1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 調整後排出係数（単位：kg-CO ₂ /kWh）		
前年度の未利用エネルギーの活用状況		
前年度の再生可能エネルギーの導入状況		

加点項目	取組の有無	評価点
需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供 の取組	有・無	

評価点の合計	

- 注1 数値等及び評価点は、別表により算定した値を記載すること。
- 注2 基本項目・加点項目の条件を満たす書類を添付すること。
- 注3 入札参加資格を有する要件は、評価点の合計が70点以上であること。
- 注4 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版）に示された望ましい方法に準じて実施していること。

第 2 号様式（第 6 条関係）

発第 号
年 月 日

様

調布市長

調布市電力の調達に係る環境配慮方針に基づく評価結果について

年 月 日付けで報告のあった調布市環境に配慮した電力調達
契約環境評価項目報告書を評価した結果について、下記のとおり通知します。

記

評価結果

調布市電力の調達に係る環境配慮方針第 5 条の入札参加資格の要件を

備えている。

備えていない。